

第2期八雲町総合計画策定業務仕様書

1 業務名称 第2期八雲町総合計画策定業務

2 委託場所 八雲町内

3 業務の目的

町では、平成20年から平成29年度までを計画期間とした新八雲町総合計画に基づき施策等を展開しているが、少子高齢化や人口減少の進行、厳しくなる財政状況などの社会情勢の変化に伴う様々な課題に的確に対応するため、平成30年度以降のまちづくりの指針となる10年間の総合計画の策定を行うものである。

4 業務の概要

本業務は、八雲町の将来像とそれを実現するための基本的施策を示す「第2期八雲町総合計画」の樹立に向け、策定の各段階で開催される庁内策定委員会及び八雲町総合開発委員会等において検討を行うための基礎資料となる、各種調査・分析及び基本構想（案）、基本計画（案）の策定を総合的に支援するものである。

また、策定の各段階においては、職員および町民等の参画と合意形成に努める。

5 計画策定の方針

- (1) 基本構想は、本町のまちづくりにおける現状と課題を分析しつつ、時代潮流などを踏まえ、まちづくりの目標とすべき新たな将来像を定める。
- (2) 基本計画は、基本構想を具現化するためのソフト・ハードにわたる基本的施策を定める。
- (3) 国・道等の関連計画及び本町の各分野計画等との整合性に配慮しながら、本町の特性と可能性を生かした独創性のある計画とする。
- (4) 計画策定にあたっては、町民のまちづくりへの参加・協力を促すため、町民と行政が一体となった計画づくりを目標に、長期的・総合的な視点に立って本町の将来像を明らかにして、町民にわかりやすい計画とする。
- (5) 計画策定の過程において、職員と町民の多面的な参画を図るとともに、両者のパートナーシップの向上や意識啓発、能力向上を促していく。

6 計画の構成と期間

(1) 基本構想

基本構想は、本町の現況・課題の分析や将来展望に基づき、平成39年度における八雲町の姿や計画の基本的な目標、戦略プロジェクト（重点事業群）、施策の大綱などを示すものである。

(2) 基本計画

基本計画は、基本構想に基づき、各分野別の現況と課題、施策方針および基本的施策の内容などを示すものである。計画期間は、平成30年度から平成39年度までの10年間とする。

7 主な業務委託内容

総合計画策定全般に対して、概ね以下の業務を行うこととします。ただし、下記以外の業務の提案があれば、企画提案書に記載してください。その場合、見積書にも提案業務に係る経費を含んでください。

(1) 基礎的調査、分析

①町民や各種団体等の意向、提案の調査・分析

※町民意識調査においては、調査票は3,000票 回収率は50%を想定

調査票・返信用封筒の印刷、集計、分析を行うこと。

対象者は無作為抽出とし、発送用の封筒及び宛名ラベル用シールは町で用意する。

配布回収経費は町の負担とする。

郵便局への料金後納手続きは町が行う。

※各種団体等意向調査においては、調査票は100票 回収率は80%を想定

調査票・返信用封筒の印刷、集計、分析を行うこと。

対象団体は町で決定し、発送用の封筒及び宛名ラベル用シールは町で用意する。

配布回収経費は町の負担とする。

郵便局への料金後納手続きは町が行う。

②職員の意向、提案の調査・分析

※まちづくりシート、各課ヒアリング、三役インタビューなど。

③他市町（類似団体など）との比較・分析（町の強み、弱みなどの整理）

④国・道等の関連計画に関する調査・分析

⑤現行総合計画における各種施策の評価、検証

⑥本町の現状や人口や産業構造などの将来推計と分析

(2) 基本構想（案）の策定

①基本理念の設定

基礎的調査・分析結果などを踏まえ、本計画における新たなまちづくりの基本的な考え方を定める。

②将来像の設定

本計画の将来像や基本目標を設定する。

③基本フレームの設定

人口、産業、土地利用などに関する将来予測、指標設定などを行う。

④施策の大綱の策定

将来像を達成するための施策の大綱を定める。

⑤戦略プロジェクト（重点事業群）の策定

計画期間内における、将来像を達成するための戦略的なプロジェクト（重点事業群）を策定する。

⑥基本構想（案）の策定

上記をとりまとめた基本構想（案）を策定する。

(3) 基本計画（案）の策定

①施策体系の作成

施策の分野構成を定め、これに基づく分野ごとの施策の体系を作成する。

②基本計画フォーマットの提案、設計

計画の進行管理や施策評価などに配慮した基本計画フォーマットを提案し、協議のうえ設計する。

③基本計画（案）の策定

上記の施策体系およびフォーマットに基づき、分野ごとの現状と課題、基本方針、基本的施策、主要施策などにより構成される基本計画（案）を策定する。

（４）総合計画の全体調整、編集

①全体調整、補修正

基本構想（案）、基本計画（案）について、策定委員会や総合開発委員会等での検討結果を踏まえ、全体調整、補修正を行う。

②総合計画庁内原案の編集

関係機関との調整や総合開発委員会の答申などを踏まえ、必要な補修正を行い、庁内原案（最終案）を編集する。

（５）各種策定会議等の運営支援

①庁内策定会議等の運営支援

策定過程における庁内の策定委員会など検討会議の運営に必要な資料、素案等を作成するとともに、必要に応じて会議に出席し、会議進行に対する支援、助言等を行い、議事録の作成を行う。

○庁内策定会議（全５回を想定）

- ・計画の根幹となる事項や各分野間の調整を必要とする事項を検討する

○職員オリエンテーション（全４回（２日間）を想定）

- ・八雲地域・熊石地域それぞれで開催
- ・策定方針や策定スケジュールなどを説明し、職員の意思統一を図る。

※庁内策定会議への出席は想定していない。

②町民検討組織や総合開発委員会、各種懇談会の運営支援

総合開発委員会や各種懇談会の運営に必要な資料、素案等を作成するとともに、会議に出席し、会議進行に対する支援、助言等を行い、議事録の作成を行う。

○総合開発委員会（全８回を想定）

- ・八雲町の社会、産業経済、教育文化等の各般にわたる総合開発の促進を図り、もって住民福祉の向上に資するため町長の附属機関であり、策定状況等の報告をする。

○総合計画町民会議（仮称）（全２回を想定）、地域懇談会（全７回（６日間）を想定）、団体懇談会（全２回を想定）、中学生・高校生との懇談会（全２回を想定）など、広く町民の意見を聴取できる会議を行う。

※地域懇談会、団体懇談会、中学生・高校生との懇談会への出席は想定していない。

③事務局の運営支援

策定事務局に対し、緊密な連携のもと、計画策定全般にかかわる資料や情報の提供、助言等を行う。

打合せ協議は、計画着手時・中間報告時の計３回程度とするが、担当者が必要と認めた場合には適宜行うものとする。

8 スケジュール

- (1) 基本構想、戦略プロジェクト、基本計画は平成29年9月に開催される議会上程する予定であるため、議会上程に間に合うスケジュールとすること。
- (2) 別途、印刷業務があるため、平成29年12月頃までに成果品を提出すること。

9 成果品

- (1) 各種アンケート結果の集計表（2部）、結果報告書（2部）及び各電子データ（一式）
- (2) 基本構想案の報告書（2部）及び電子データ（一式）
- (3) 基本計画案の報告書（2部）及び電子データ（一式）

10 委託業務期間

契約締結日から平成30年1月31日まで